

# 点検結果報告書(平成 22 年度実績版)の「総括」

(委員長試案)

## 1 水源の森林づくり事業の推進

### 13 総括（委員長試案）

#### (1) 水源林の確保・整備

- ・ 水源環境保全税の導入により、水源林の確保・整備が拡充され、5か年計画の目標事業量に対し、確保事業において90%、整備事業において88%の進捗率を達成しており、平成22年度までの4年間の事業量の目安である80%をいずれも超えていることから、計画どおり着実に進捗している。
- ・ 水源林の水土保全機能の向上に効果を発揮するまでに時間を要するため、長期のモニタリング調査が必要である。
- ・ シカ柵内では林床植生が繁茂していることから、森林整備自体は効果があると評価される。
- ・ 丹沢地域のシカ柵外では林床植生が乏しいことから、シカの採食が課題である。
- ・ したがって、シカの保護管理との連携が重要かつ効果的。森林に生息する動物に対する配慮も必要である。

\* 広葉樹林の手入れについては、場所や方法の検証が必要である。

\* 森林整備の実績について、人工林と天然林の内訳も示してもらいたい。

\* 目標林型について、広葉樹林は目標林型ではないのではないか。

\* 広葉樹林の概念規定については検討課題である。

#### (2) 森林塾（人材の養成）

- ・ 事業の円滑な推進のために、森林整備量の増大や林業労働者の高齢化に対応した林業労働力の量的確保と多彩な森林づくりや間伐材の搬出促進に対応した林業労働力の質的確保が必要不可欠である。
- ・ 平成21年度に「かながわ森林塾」を開校し、人材育成に取り組み始め、平成22年度までに森林体験コースで延べ58人、演習林実習コースで延べ32人が修了し、21人の就職者を輩出したことは評価できる。
- ・ 危険で厳しい林業の労働環境において、一人前に活躍できる人材を養成することは容易でないため、地道で息の長い取組みの継続が求められる。
- ・ 実施にあたっては、林業現場の実態を把握した事業者のニーズの把握やノウハウの活用に努め、適切な年齢制限を設定するなど目的に沿った実効性のある取組とすべきである。

### 【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

#### (1) 水源林の確保・整備

平成9年度から実施している水源の森林づくり事業について、水源環境保全税の導入により水源林の確保・整備が拡充され、計画どおり着実に進捗していることは評価できるが、水源林の水土保全機能の向上に効果を発揮するまでに時間を要するため、長期のモニタリング調査が必要である。

点検・評価については、水源環境林としての目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか、また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方について、早急に検討する必要がある。

植生保護柵内では林床植生が繁茂しているが、丹沢地域の保護柵外では林床植生が乏しいことから、シカの採食が課題である。森林整備とシカ管理を同時に行う地域では、少しではあるが森林施業の効果が現れ、シカの生息環境も改善されつつある。したがって、水源林整備事業にシカの保護管理を組み込み、バランスをとりながら連動させて行うことが重要かつ効果的であり、施業後の追跡調査を行う必要がある。

また、森林施業は森林に生息する動物に配慮しながら進める必要があるため、施業時期や場所・方法等について注意する必要がある。

#### (2) 森林塾（人材の養成）

事業の円滑な推進のために、森林整備量の増大や林業労働者の高齢化に対応した林業労働力の量的確保と多彩な森林づくりや間伐材の搬出促進に対応した林業労働力の質的確保が必要不可欠であり、平成21

年度に「かながわ森林塾」を開校し、人材育成に取り組み始め、就職者を輩出したことは評価できるが、危険で厳しい林業の労働環境において、森林の重要性や作業の重要性を理解した一人前の人材を養成することは容易でないため、地道で息の長い取組みの継続が求められる。

森林塾の実施にあたっては、林業現場の実態を把握した事業者のニーズの把握やノウハウの活用に努め、適切な年齢制限を設定するなど目的に沿った実効性のある取組とすべきである。

○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。
- ・水源林として、流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示す必要がある。
- ・持続的に資源利用する人工林と、混交林化や広葉樹林化を進める人工林を明確に区分し、森林再生50年構想と矛盾しないよう、実際の森林施業に反映させる必要がある。
- ・広葉樹林の取扱について、「森林を確保以降、期限内に整備を行う」事業の進め方は、見直す必要がある。

## 2 丹沢大山の保全・再生対策

### 13 総括（委員長試案）

#### (1) 土壌流出防止対策

- ・計画より前倒しで平成 19 年度に着手し、5 か年計画の目標事業量に対し、105%の進捗率を達成しており、平成 22 年度までの 4 年間の事業量の目安である 75%（平成 19 年度は調査測量のみ）を超えていることから、着実に進捗している。
- ・現時点での対策工ごとの施策効果が明らかになったことは評価。今後もモニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

#### (2) ブナ林等の調査研究

- ・ブナ林等の衰退原因の解明、立地環境モニタリングの継続を通して、ブナ衰退リスク判定技術の高度化、ブナハバチ大発生予測技術ならびに苗木更新技術の現地適応試験など、奥山域再生のための科学的知見の集積及び技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが課題である。

#### (3) 県民連携・協働事業

- ・県民協働型登山道維持管理協定を締結し、県民参加による保全活動の環境が整備されつつあることは評価できる。

#### (4) その他

- ・シカ管理等の丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して総合的に推進することが重要である。

### 【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

#### (1) 土壌流出防止対策

計画より前倒しで平成 19 年度から着手し、着実に進捗していること、また現時点における対策工ごとの施策効果が明らかになったことは評価できる。今後も、モニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

#### (2) ブナ林等の調査研究

ブナ林等の衰退原因の解明、立地環境モニタリングの継続を通して、ブナ衰退リスク判定技術の高度化、ブナハバチ大発生予測技術ならびに苗木更新技術の現地適応試験など、奥山域再生のための科学的知見の集積及び技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが求められる。なお、ブナ林等の調査研究は、長期的、計画的な継続が求められるため、県民の理解を得るよう分かりやすい情報の開示・提供に努める必要がある。

#### (3) 県民連携・協働事業

県民協働型の登山道維持管理協定を締結し、県民参加による保全活動の環境が整備されつつあることは評価できる。今後の県民協働事業は、これまでの数多くの取組が積み上げてきた協働を活かす方向で水源環境保全税の活用を考えていくことが望まれる。

#### (4) その他

シカ管理等の丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して総合的に推進することが重要である。また、ブナ林再生を目指すために、高標高域のシカ管理や希少種保全など自然再生のために取り組む事業や調査を幅広く取り込むべきである。

### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・植生保護柵は、追跡調査や点検補修も併せて実施することが必要である。

### 3 溪畔林整備事業

#### 13 総括（委員長試案）

- ・平成 22 年度までに 6 流域で択伐等の森林整備や植生保護柵の設置等を実施し、5 か年計画の目標事業量に対し、択抜等の森林整備において 59%、植生保護柵の設置において 186%、丸太柵等の設置において 42%の進捗率となっており、平成 22 年度までの 4 年間の事業量の目安である 75%（平成 19 年度は調査測量のみ）に対し、大きく事業量が変動していることから計画量の精査が必要である。
- ・今後はモニタリング調査を実施し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。
- ・溪畔林は、天然林が多く、過度に手を加える必要はない箇所もあるが、その状況により対応も異なる。
- ・全国的にも事例が少ないため、神奈川県先進的取組に期待したい。

#### 【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

平成 21 年度までに 5 流域で択伐等の森林整備や植生保護柵の設置等を実施した。今後はモニタリング調査を実施し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

溪畔林は、箇所によっては、天然林が多く、過度に手を加える必要はないと思われるが、現状は様々であり、その対応も異なってくる。全国的にも事例が少ないため、神奈川県が先進的に取り組み、全国的に発信することが期待される。

#### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・溪畔林整備事業の順応的な進め方は、水源の森林づくり事業全般に反映させるべきである。
- ・溪流に沿った段丘に植栽されたスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化、沢の上下を分断する治山堰堤のスリット化、溪流の生息環境分断の負担軽減を試行する実験事業など、多様性に配慮した考えの基で、積極的な事業展開に期待したい。

## 4 間伐材の搬出促進

### 13 総括（委員長試案）

- ・毎年度の搬出量は段階的に増加。
- ・5か年計画の目標事業量に対し、89%の進捗率となっており、平成22年度までの4年間の事業量の目標（4年間で段階的に増加）を下回っており、搬出促進が課題である。
- ・今後、着実な間伐材の搬出のために、県産木材の生産・流通・消費の循環を活性化、採算性のある効率的な事業展開が必要である。
- ・林内の林床や下層植生を痛めないよう配慮した搬出する方法が課題である。
- ・間伐材搬出と水源環境としての森林の機能向上の関係を明らかにするとともに、水源環境保全に配慮した搬出がなされているかなど、搬出の量的側面だけでなく、搬出方法や内容面についても点検評価することが必要である。

\*支援対象となるメニューの拡充が課題である。

### 【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

毎年度の搬出量は段階的に増加しているが、平成21年度までの搬出量が目標量に達成しなかった。

今後は、着実な間伐材の搬出のために、県産木材の生産・流通・消費の循環を活性化させるとともに、採算性のある効率的な事業展開が必要である。

また、間伐材搬出と水源環境としての森林の機能向上の関係を明らかにするとともに、林床植生などの水源環境の保全に対する配慮など、搬出の量的側面だけでなく、搬出方法についても点検・評価する仕組みが求められる。

#### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・過度な間伐材搬出奨励は、ノルマ的搬出量に捉われ、本来基本に考える水源環境整備が疎かになる恐れがある。
- ・搬出奨励で「水源環境保全税」を用いる以上、伐採・搬出手法に関するマニュアルも必要である。
- ・森林所有者に間伐の必要性を再認識させるため、森林関係団体や行政の積極的な指導が必要である。
- ・間伐する土地は急傾斜地が多く、作業を促進するためにも、重機類の開発や作業道の開設にも取り組む必要がある。
- ・搬出された間伐材の有効な利用方法の検討と、県産木材の生産（業材生産）と加工（高度利用）も並行して進めるべきである。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。
- ・有効利用を定量的に評価する指標として「林業センサス」における素材生産の統計データとの整合で評価することが適切である（有効利用した樹種と数量、有効利用した素材生産の種類と数量 等）。

## 5 地域水源林整備の支援

### 13 総括（委員長試案）

- ・5か年計画の目標事業量に対し、私有林確保において71%、私有林整備において78%、市町村林等整備において52%、高齢級間伐において53%の進捗率となっており、平成22年度までの4年間の事業量の目安である80%（高齢級間伐は77%）をいずれも下回っていることから、計画量の精査が必要である。
- ・地域水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。
- ・市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、多様な手法で整備を促進することに期待できる。
- ・ただし、水源かん養機能の向上と地域特性に応じた整備の折り合いを付けることが課題である。
- ・森林所有者が契約終了後も適正に維持管理することができる仕組みづくりが必要である。
- ・市町村が選択する整備手法により、当初計画額に比べ事業費の大幅な増大と、事業進捗（整備面積）の遅れが課題。今後は、より適切な整備手法の再検討が必要である。
- ・水源環境林として、目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか点検評価することが必要である。
- ・整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価が必要である。

### 【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて多様な手法で整備を促進することを期待するが、水源かん養機能の向上と地域特性に応じた整備手法について整理する必要がある。また、森林所有者が契約終了後も適正に維持管理することができる仕組みづくりが必要である。

市町村が選択する整備手法により当初計画額に比べ事業費が大幅に増加していることと、事業進捗（整備面積）の遅れが課題であり、今後は市町村の計画を踏まえながら、より適切な整備手法の再検討が必要である。また、一定の流域での森林管理の目標に沿って、他の森林整備やシカ管理と整合するように進めるべきである。

点検・評価については、水源環境林としての目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか、また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方について、早急に検討する必要がある。

### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・水源林としての整備計画の立案、広葉樹林や溪畔林に対する考え方、事業の実施、具体的な森林施業の技術指針は、県が行う水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。
- ・灌木やササ刈り払いは慎重に行う必要がある。広葉樹林や沢沿いの溪畔林の保全など水源保全・再生のための事業として、県が指針の基で指導を行う必要がある。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。

## 6 河川・水路における自然浄化対策の推進

### 13 総括（委員長試案）

- ・5か年計画の目標事業量に対し、河川・水路等の整備において214%の進捗率となっており、平成22年度までの4年間の事業量の目安である80%を超えている。一方、直接浄化対策においては30%の進捗率となっている。
- ・生態系に配慮した河川・水路等の整備は、本来の川らしさが創出されていることは評価できる。
- ・直接浄化対策は、対策の必要性、期待する浄化効果、浄化対策法の選定等について慎重に検討する必要がある。
- ・水質改善効果が見られる箇所もあるが、生活排水等の流入が見られる箇所もあることが課題である。
- ・引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。
- ・整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要がある。
- ・例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも1つの方法である。
- ・住民参加による維持管理や環境学習・教育の場となるような展開を期待する。

\*自然浄化対策は、市や町に、どのようなプラン及び仕組で水質浄化に寄与するのかをしっかりと検討させて行わせる必要がある。

\*モニタリング調査は、調査結果のデータを示すだけでなく、原因の調査まで踏み込んで行うことが必要。

### 【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

生態系に配慮した河川・水路等の整備により、本来の川らしさが創出されていることは評価できる一方、直接浄化対策は、対策の必要性、期待する浄化効果、浄化対策法の選定等について慎重に検討する必要がある。事業の実施により、水質改善効果が見られる箇所もあるが、生活排水等の流入が見られる箇所もあるため、引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。

整備手法については、生態的に配慮した整備は中長期的な効果、直接浄化対策は短期的な効果を目指すものであり、市町村の計画も踏まえ、効果を見定めながら、手法を再検討する必要がある。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも1つの方法である。また、住民参加による維持管理や環境学習・教育の場となるような展開を期待する。

### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・水源環境保全・再生の目でみると、当該事業の効果に疑問を感じる。本来は県が水源域の河川・ダム湖に流入する河川の汚濁状況、流入負荷を把握して、「どこの河川・水路」を当該事業の対象として整備・対策を行ったら効果的であるか、その調査を実施することが重要である。



## 7 地下水保全対策の推進

### 13 総括（委員長試案）

- ・地下水を主要な水道水源として利用している8地域のうち、平成22年度までに6地域（一部市町村を含む）で地下水保全計画を作成しているが、今後、全ての地域で作成することが望ましい。
- ・地下水汚染箇所については、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施することが必要である。
- ・長期的にモニタリングを継続することが必要である。

#### 【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

地下水を質・量とも保全することは重要であり、そのために、地下水を主要な水道水源として利用している8地域全てで、地下水保全計画を作成することが望ましい。また、地下水汚染箇所については、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するほか、長期的にモニタリング調査を継続することが必要である。

#### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・地下水かん養対策について、事業主体による「水源かん養効果（把握計画）」や「水源域と当該事業の因果関係について」検討や把握がされていないことが課題である。

## 8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

### 13 総括（委員長試案）

- ・5か年計画の目標事業量に対し、55%の進捗率であり、平成22年度までの4年間の事業量の目安である80%を下回っていることから、下水道エリアの縮小があるものの、今後、一層の整備促進が必要である。
- ・相模原市では、現在、下水道計画区域の見直しの作業を進めており、ダム湖の水質を早期に改善するため、新たな計画区域については津久井地域の特性、費用対効果、整備の効率性などを総合的に判断し、区域設定を行うべきである。
- ・生活排水対策事業の効果把握のために、水質調査が重要である。
- ・生活排水以外の汚濁負荷の削減が課題である。
- ・エアレーションや植物浄化対策の効果的適用に期待。

\*概ねどの位負荷軽減出来るのか、目標値の見積もりを立て、大体この位改善されるという値を見せる必要がある。

### 【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

全体的に事業進捗が遅れており、5か年計画の目標達成に向けて、今後、一層の整備の促進が必要である。相模原市では、現在、下水道計画区域の見直しの作業を進めており、ダム湖の水質を早期に改善するため、新たな計画区域については津久井地域の特性、費用対効果、整備の効率性などを総合的に判断し、区域設定を行うべきである。

また、生活排水対策事業の効果把握のために水質調査が重要である。エアレーションや植物浄化対策等の他の対策の効果的適用に期待するとともに、生活排水以外の汚濁負荷の削減も課題である。

## 9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

### 13 総括（委員長試案）

- ・5か年計画の目標事業量に対し、市町村設置型において135%、個人設置型においては46%、合計で81%の進捗率となっており、平成22年度までの4年間の事業量の目安である80%を上回っていることから、概ね順調に進捗している。
- ・相模原市が個人設置型から市町村設置型に整備方針を転換したため、個人設置型の進捗率は低いが、市町村設置型と個人設置型を合わせた整備事業は概ね順調であることは評価できる。
- ・相模原市が下水道計画区域を縮小し、市町村設置型の合併処理浄化槽による整備区域の拡大を予定していることから、整備基数の大幅な伸びが見込まれ、それに応じた目標数の見直しが必要である。
- ・生活排水対策事業の効果把握のために、水質調査が重要である。
- ・生活排水以外の汚濁負荷の削減が課題である。
- ・エアレーションや植物浄化対策の効果的適用に期待。
- ・相模湖・津久井湖周辺の高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するため、個人負担を軽減し、行政主導で進めた方が早い。

### 【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

相模原市が個人設置型から市町村設置型に整備方針を転換したため、個人設置型の進捗率は低いが、山北町を含め、市町村設置型と個人設置型を合わせた整備事業は概ね順調であることは評価できる。

今後、相模原市が下水道計画区域を縮小し、市町村設置型の合併処理浄化槽による整備区域の拡大を予定していることから、整備基数の大幅な伸びが見込まれ、一層の整備促進のため、個人の負担を軽減し、行政主導で進めることも方法の1つである。

また、生活排水対策事業の効果把握のために水質調査が重要である。エアレーションや植物浄化対策等の他の対策の効果的適用に期待するとともに、生活排水以外の汚濁負荷の削減も課題である。

## 10 相模川水系流域環境共同調査の実施

### 13 総括（委員長試案）

- ・本県の主要な水源である相模川上流は山梨県内にあるため、流域全体の環境保全を図るために、県外上流域対策に取り組む必要がある。
- ・現行5か年計画の相模川水系環境共同調査（私有林現況調査、生活排水処理方法実態調査、水質汚濁負荷量調査）の調査結果をもとに、具体的な対策に着手する必要がある。
- ・アオコの発生メカニズムや下水道からの排水の問題などについても、併せて検討する必要がある。

#### 【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

本県の主要な水源である相模川上流域は山梨県内にあるため、流域全体の環境保全を図るために、県外上流域対策に取り組む必要がある。現行5か年計画において実施した相模川水系環境共同調査（私有林現況調査、生活排水処理方法実態調査、水質汚濁負荷量調査）の調査結果をもとに、対策を検討する必要がある。

現在、相模湖・津久井湖において、アオコ対策としてエアレーションを実施しているが、アオコの発生メカニズムや下水道からの排水の問題などについても、併せて検討する必要がある。

#### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・山梨県対策について、田畑からの汚濁負荷が大きいので、田畑で使用する肥料を減少させることが必要である。

## 11 水環境モニタリング調査の実施

### 13 総括（委員長試案）

- ・森林のモニタリング調査（対照流域法等）において、新たに酒匂川上流域のフチヂリ沢を4箇所目の試験流域として選定している。
- ・森林のモニタリング調査（対照流域法等）について、21年度以降、事前モニタリングを実施し、現行5か年計画の期間中は、事後モニタリングの調査結果が出ないため、文献調査等で補完することが重要である。
- ・森林のモニタリング調査（人工林の現況調査）について、長期的な施策効果を把握するため、森林の整備前後のデータを蓄積し、検証することが課題である。
- ・生物による森林生態系の健全性の指標と評価手法を開発し、生物に視点を置く効果検証にも取り組む必要がある。
- ・河川モニタリング調査（動植物等調査）について、長期的な施策効果を把握するため、既存の公共用水域の水質調査等も参考にしながら、解析・評価することが課題である。
- ・河川モニタリング調査（県民参加型調査）について、県民の幅広い参加のために広報の充実が必要である。
- ・施策の評価を行うために、長期にわたる継続的なモニタリング調査が必要である。

#### 【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

森林のモニタリング調査（対照流域法等）は、21年度から事前モニタリングを実施しているが、現行5か年計画の期間中は事後モニタリングの調査結果が出ないため、文献調査等で補完することが重要である。森林の水源環境機能の評価検証にあたっては、長期間にわたる観測データの蓄積が必要である。

森林のモニタリング調査（人工林現況調査）は、21年度に実施したが、長期的な施策効果を把握するため、森林の整備前後のデータを蓄積し、検証することが課題である。

また、生物による森林生態系の健全性の指標と評価手法を開発し、生物に視点を置く効果検証にも取り組むことを期待する。

河川モニタリング調査（動植物等調査）は、21年度までに相模川水系・酒匂川水系の調査を実施したが、長期的な施策効果を把握するため、既存の公共用水域の水質調査等も参考にしながら、総合的に解析・評価することが課題である。

河川モニタリング調査（県民参加型調査）は、県民の幅広い参加のために広報の充実が必要である。

施策の評価を行うためには、長期にわたる継続的なモニタリング調査が必要である。

#### ○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・各種事業、モニタリング、調査研究等のデータを整理し、専門家やNGO等を交え、県民に開かれた形で、事業の効果と影響について、科学的な検証作業を行い、計画や事業を見直していく必要がある。

## 12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

### 13 総括（委員長試案）

#### (1) 事業の点検・評価について

- ・事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見など、多面的な評価を実施した。
- ・他の水源環境保全・再生施策との総合的な評価、事業検討、計画内容の修正、新たな施策の導入などの道筋が今後の課題である。
- ・事業モニターについて、委員の事前学習が必要である。
- ・県民会議の一層の積極的な参画により、県民の視点に基づくより効果的な事業評価システムの再構築が課題である。

#### (2) 市民事業の支援について

- ・市民事業支援補助金について、小規模かつ多数の団体に対する支援により、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待する。
- ・広域的・中核的団体の育成や専門性の高いNPO等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題である。

#### (3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について

- ・公募委員を中心に、県民フォーラム開催やニュースレター発行など県民参加の面での成果として評価できる。
- ・県民フォーラムについて、都市地域住民の参加が少ないことが課題である。
- ・効果的な普及啓発や意見集約の方法などを検討する必要がある。
- ・ニュースレターについて、部数の増加、委員自らによる配布は改善点として評価できる。
- ・県民に対してどうやったら自分がやっていることと、あるいは成果を伝えられるかということの事業をそれぞれのところでやる必要がある。

### 【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

#### (1) 事業の点検・評価について

事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見など、多面的な評価を実施した。事業モニターについて、委員の事前学習を十分に実施することが課題である。

水源環境保全税以外を財源とする他の水源環境保全・再生施策との総合的な評価、事業検討、計画内容の修正、新たな施策の導入などの道筋が今後の検討課題である。

今後は、県民会議の一層の積極的な参画により、県民の視点に基づくより効果的な事業評価システムの再構築に散り組むことが求められる。

#### (2) 市民事業の支援について

県民会議の提案により平成 20 年度から実施された市民事業支援補助金については、小規模かつ多数の団体に対する支援がなされており、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることが期待される。

一方、広域的・中核的団体の育成や専門性の高いNPO等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題である。

後者の課題に対して、平成 21 年度から中間報告会（市民事業交流会）を実施して、補助金交付団体間の課題共有や情報共有の場づくりに取り組んだことは評価できる。

#### (3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について

公募委員を中心に実施した県民フォーラムの開催やニュースレターの発行等については、県民参加の面

における成果として評価できる。ただし、県民フォーラムについては、都市地域住民の参加が少ないことが課題であり、効果的な普及啓発や意見集約方法を検討する必要がある。ニュースレターについて、印刷部数の増加や県民会議委員自らによる配布等の工夫は、改善点として評価できる。

○県民会議委員の個別意見（前回報告書における意見）

- ・県民会議の中で、超過課税の必要性、事業の必要性、コストや収支が等について議論し、その認識と理解の上で事業提案や事業の評価が必要である。

## 特別対策事業の総括（まとめ）

### 平成19年度歳入・歳出の状況

【歳入】		【歳出】	
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)	3,591,048千円	特別対策事業 事業費	3,245,636千円
基金運用益	893千円	基金等	347,630千円
寄附金	609千円	※20年度以降の財源として活用	
預金利子	716千円		
<b>合計</b>	<b>3,593,266千円</b>	<b>合計</b>	<b>3,593,266千円</b>

### 平成20年度歳入・歳出の状況

【歳入】		【歳出】	
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)	4,378,561千円	特別対策事業 事業費	4,159,943千円
基金運用益	1,745千円	基金等	570,184千円
寄附金	905千円	※21年度以降の財源として活用 (このうち、20年度明許繰越の財源として327,085千円を充当)	
預金利子	1,286千円		
基金等	347,630千円		
<b>合計</b>	<b>4,730,127千円</b>	<b>合計</b>	<b>4,730,127千円</b>

### 平成21年度歳入・歳出の状況

【歳入】		【歳出】	
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)	4,051,901千円	特別対策事業 事業費	4,114,948千円
基金運用益	908千円	基金等	511,040千円
寄附金	2,610千円	※22年度以降の財源として活用	
預金利子	385千円		
基金等	570,184千円		
<b>合計</b>	<b>4,625,988千円</b>	<b>合計</b>	<b>4,625,988千円</b>

### 平成22年度歳入・歳出の状況

【歳入】		【歳出】	
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税)	3,808,740千円	特別対策事業 事業費	3,407,234千円
基金運用益	709千円	基金等	914,298千円
寄附金	265千円	※23年度以降の財源として活用	
預金利子等	778千円		
基金等	511,040千円		
<b>合計</b>	<b>4,321,532千円</b>	<b>合計</b>	<b>4,321,532千円</b>



### 13 総括（委員長試案）

- ・事業進捗状況は、県事業、市町村事業各々の差異はあるものの概ね計画通りに進捗。
- ・長期のモニタリング調査による事業の効果と影響は、現時点で十分に把握することはできないが、各特別対策事業の継続的な実施により、水源保全地域内において、人工林の荒廃状況が大幅に改善し、水源かん養機能の向上が図られるとともに、土壌侵食が減少するなどの事業効果が認められ、施策推進の成果が現れつつあると認められる。

#### 【参考】 前回報告書における総括（確定版では削除する）

この施策の19年度税込は36億円、事業費は32億円であった。差額は基金に積み20年度の事業費原資となった。20年度は税込44億円と前年度からの基金等を財源として、事業費42億円を執行した。差額は基金に積み立て、21年度以降の財源とする。

19～20年度の事業進捗状況は、県事業は概ね計画通りに行われた。市町村事業の一部では、計画に達しないものもあったが、市町村においてもしっかりと計画を作り、5か年の中で地域にあった施策展開が図られるものと期待する。

県民会議がスタートし、水源環境保全・再生の新たな県民参加の仕組みを作り、21年3月に第1期委員の総括として点検結果報告書を取りまとめた。21年4月からは、新たな委員を含む第2期委員がスタートしている。